

### 第3章 し尿処理事業

当市では、環境センター（し尿処理場）において、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている。近年は、浄化槽設置数の増加に伴い、浄化槽汚泥の処理量が増加傾向にある。

#### (1) し尿処理事業

##### ① し尿処理施設の概要

- (7) 施設の名称 北茨城市環境センター
- (4) 施設の所在地 北茨城市中郷町足洗 911-3
- (ウ) 敷地面積 12,540.3 m<sup>2</sup>
- (エ) 処理方式 低希釈二段活性汚泥法＋高度処理
- (オ) 処理能力 100 kℓ/日

##### ② 年度別のし尿等処理実績

表 3-1 年度別のし尿処理量等

(単位：kℓ)

年度	区分	総処理量	処 理 量	
			一般くみ取りし尿	浄化槽汚泥
平成 20 年度		32,872.3	15,893.1	16,979.2
平成 21 年度		33,093.4	16,340.8	16,752.6
平成 22 年度		32,308.2	15,241.2	17,067.0
平成 23 年度		34,075.9	16,570.2	17,505.7
平成 24 年度		32,300.0	15,953.0	16,347.0

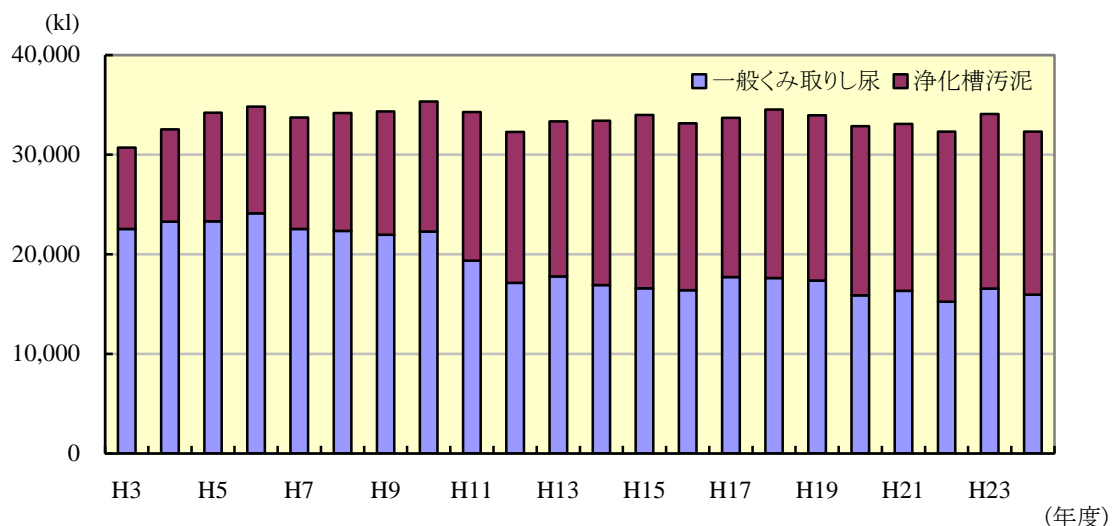


図3-1 年度別の処理実績

(2) 浄化槽設置費等補助事業

公共用水域の水質汚濁を防止するため、主として居住を目的とした住宅に付随する浄化槽を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を補助している。

また、平成 20 年度より、浄化槽を設置する際に既存の単独処理浄化槽を撤去する場合は、その撤去に要する経費の一部を補助している。

①□ 浄化槽設置の補助基数

平成 24 年度は、5～10 人槽までの浄化槽 137 基を補助している。

表 3-2-1 年度別の浄化槽設置の補助基数

年度 区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
5人槽	43	73	43	59	87	75	79	90	70	96
6～7人槽	27	52	36	40	30	36	36	28	33	36
8～10人槽	3	3	1	1	3	4	6	2	9	5
11～20人槽	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
21～30人槽	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
31～50人槽	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	74	130	83	100	120	115	121	120	112	137

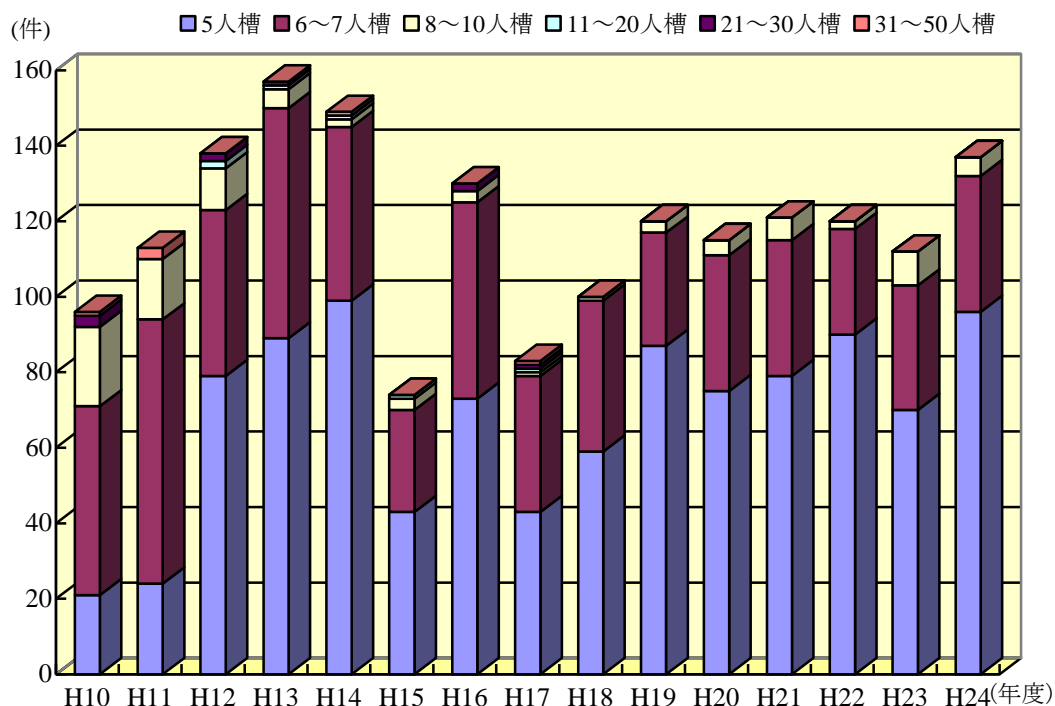


図3-2-1 年度別の浄化槽の補助件数

② 単独浄化槽撤去の補助基数

平成 24 年度は、単独処理浄化槽 4 基の撤去費の補助をしている。

表 3-2-2 年度別の単独浄化槽撤去の補助基数

	H21	H22	H23	H24	合計
撤去件数	5	7	8	4	24

③ 補助に係る事業費

表 3-2-3 年度別の浄化槽設置等に係る補助事業費

(単位:千円)

年度		H20	H21	H22	H23	H24
区分						
設置	5人槽	22,050	23,226	26,460	20,580	28,224
	6～7人槽	12,312	12,312	9,576	11,286	12,312
	8～10人槽	1,836	2,754	918	4,131	2,295
	計	36,198	38,292	36,954	35,997	42,831
単独浄化槽撤去		360	450	630	720	360
合計		36,558	38,742	37,584	36,717	43,191

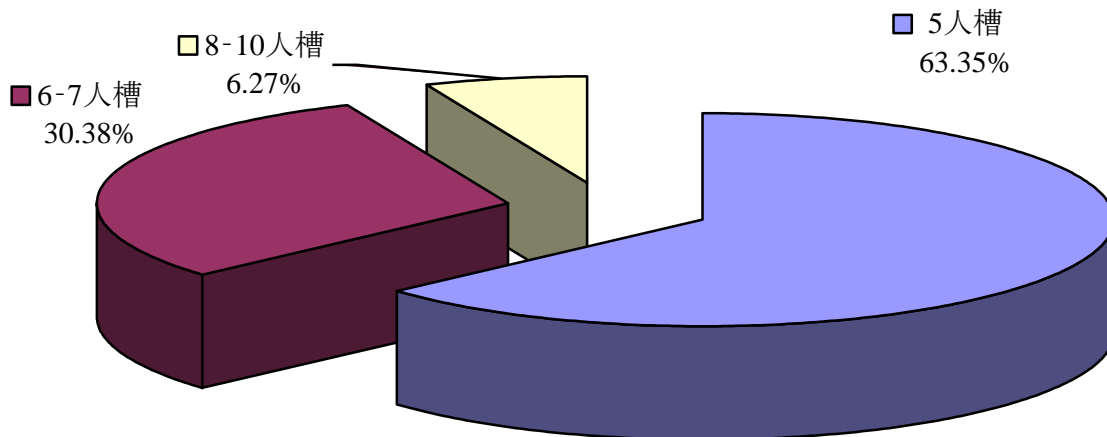


図3-2-2 浄化槽設置補助事業費の人槽別割合 (H20～H24年度合計)

◇ 平成 24 年度の補助事業の概要

(1) 補助金の額

①浄化槽の設置補助

浄化槽の区分	補助金の額
5 人槽	294,000 円
6～7 人槽	342,000 円
8～10 人槽	459,000 円

②単独浄化槽の撤去補助 90,000 円

※①,②とも、浄化槽の設置及び単独浄化槽の撤去に要する経費の額が補助金の額に満たない場合は、設置及び撤去に要する経費の額とする。

(2) 補助の対象地域

下水道事業認可区域及び下水道計画区域内で概ね7年以内に整備が見込まれる区域、漁業集落排水処理施設の処理区域、住宅団地に処理施設を有し雑排水を処理している区域、工業団地の区域を除く市内全域。